

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条
第一項の規定により、奈良市長から次のとおり公共測量を実施することについて通知が
ありました。

平成二十九年十月十七日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 測量の目的 公共測量（航空写真測量）
- 二 測量の地域 奈良市全域
- 三 測量の期間 平成二十九年十月一日から平成三十年二月二十八日まで